

第 58 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 25 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,900円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用463,980円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用330,350円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用376,340円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用116,520円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100,000円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用63,030円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,520円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,300円に係る債権	同 上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,920円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用91,840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用133,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,980円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用57,760円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用90,780円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。